

認定こども園だより 第 2 号

令和 3 年 12 月 1 日発行

編集／川俣町教育委員会 子育て支援課

◇(仮称)かわまた認定こども園について

「認定こども園だより第 1 号(令和 3 年 10 月 1 日発行)」でお知らせしたとおり、現在、川俣町教育委員会は、「川俣町幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会(平成 29 年 12 月設置)」の提言(平成 31 年 2 月)を受け、学校再編後の川俣南小学校校舎を改修し、令和 5 年 4 月に町内の幼稚園、保育園を一体化した「幼保連携型認定こども園/(仮称)かわまた認定こども園」の開設を目指し、準備を進めています。この「認定こども園だより」では、「(仮称)かわまた認定こども園開設準備協議会」の内容や本事業の進捗状況などをお伝えします。

◇(仮称)かわまた認定こども園の運営方式について

「(仮称)かわまた認定こども園」の運営方式については、多様化する教育・保育ニーズに対して効率的・効果的にサービスの提供が行えること、今後、町全体の財政規模の縮小が見込まれる中で、国・県の補助を受けながら安定した園運営が可能になること等を総合的に勘案し、「民設民営」の方式による運営を行うことが適当だと判断しました。しかしながら、乳幼児期における教育・保育の体制整備の第一の責務は町にあるため、「民設民営」方式の中でも、協定を締結することにより町が関与しながら園を設置・運営していく「民設民営(公私連携)」方式を認定こども園の運営方針とします。

◇民設民営(公私連携)とは

「民設民営(公私連携)」とは、設置・運営主体となる民間法人に町が関与をしながら園を設置・運営する方法です。設置・運営主体は学校法人又は社会福祉法人に限定され、町と民間法人との間で協定を締結することにより、現行の幼稚園、保育園の運営を一定程度継続したまま園を運営することができます。なお、幼保連携型認定こども園は運営方式にかかわらず、法的基準により設備や職員配置が定められており、施設が狭い、職員が少ないなどの心配はなく、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」により質の高い教育及び保育が図られます。

【公私連携法人の公募について】



△(仮称)かわまた認定こども園内観イメージ図

現在、「(仮称)かわまた認定こども園」を運営する公私連携法人を公募により募集しています。公募に関する主なスケジュールは次のとおりです。募集要項など公募の詳細については、町ホームページにおいてご確認ください。

◇公募に関する主なスケジュール

令和3年12月 1日 募集要項等の公表・配布
令和4年 1月 4日 提案書類受付開始
1月20日 提案書類受付期限

詳細は
こちらから



◇(仮称)かわまた認定こども園関連の工事について



△工事後の乗入部(上)と工事中の様子(下)

令和4年度に予定している(仮称)かわまた認定こども園本体の整備工事に先立ち、令和3年11月12日から11月18日までの間、国道349号線からの乗入を整備(新設)する工事を実施しました。

今回工事した乗入口は、認定こども園の外構工事を行う際の工事車両の出入り口となります。

また、認定こども園が開園した際には、園児の送迎用駐車場の出入り口となる予定です。

◇(仮称)かわまた認定こども園開設準備協議会

令和3年11月17日に第6回「(仮称)かわまた認定こども園開設準備協議会」を開催しました。

回	開催日	主な協議内容
第6回	令和3年11月17日	実施設計について、運営方針について

◇(仮称)かわまた認定こども園開設までのスケジュール(予定)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 認定こども園開設				
(1) 開設準備協議会	・設置	開設準備協議会		
(2) 運営方針		運営方針決定		
(3) 条例制定			・認定こども園設置条例制定	
(4) 閉園事業			閉園事業(各園)	
(5) 閉園式				・閉園式
(6) 設置届出			設置届出	
2 施設等の整備				
(1) 基本設計		基本設計		
(2) 実施設計		実施設計		
(3) 改修工事			改修工事	
(4) 園庭・遊具整備			園庭・遊具整備	
(5) 備品購入・移設			備品購入	移設・廃棄

幼保連携型認定こども園開設

ご意見・ご要望がありましたら下記問い合わせ先まで、電話・FAX・メールでお寄せください。

《問い合わせ》川俣町教育委員会子育て支援課

住 所 〒960-1492 川俣町字五百田 30 番地

電 話 024-566-2111(内線 2302/2303) FAX 024-566-5154

メール kosodate@town.kawamata.lg.jp

町ホームページも
ご覧ください↓

